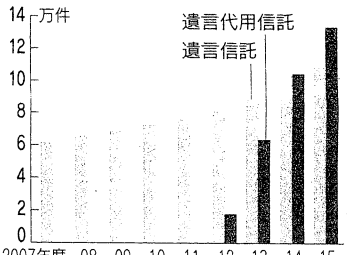


Saturday

# 「争続」回避へ遺言代用信託

自分が亡くなった後で、残された相続人たちが遺産分割で争ったり、手続きに困ったりするのを望む人はいないだろう。しかし家庭裁判所に寄せられる相続の相談は年間10万件以上に達する。相続のトラブルを避ける方法の一つが銀行の「信託」商品の活用だ。よく似た名前でも内容は大きく違うことがある。まずは商品の仕組みを理解することから始めよう。

遺言信託や遺言代用信託の利用は増加している



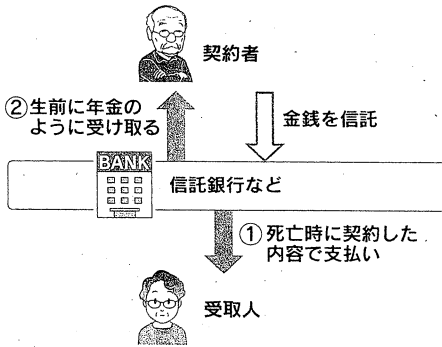
(注)遺言信託は遺言の保管のみの場合を含む。各年度未までの累計、信託協会まとめ

「自分の父親が亡くなった時は手元にお金がなくて大変だった。娘にはそういう思いをさせたくない」。都内に住む70代の女性は信託銀行の「遺言代用信託」の契約を検討している。自分の葬儀代を遺産でスムーズに賄えるようにするためだ。遺言代用信託は銀行が契約者からお金を預かり、あらかじめ決めた方法で受取人に払い出す仕組みだ。70代女性の場合なら、娘を受

取人にし、自分の死後すぐに預けたお金を渡すよう契約をすれば、そのお金を自分の葬儀代に充てられる。手数料かからず遺族が葬儀費用を工面するに苦労するケースは多い。亡くなった人がまとまったお金を残していても、遺産分割の手続きが終わるまで原則として引き出すことができないためだ。遺言

預けたお金を分割して渡す使い方もある。三菱UFJ信託銀行の商品は、預けたお金の中から毎月一定額ずつ受取人に払うプランがある。子どもに多額の遺産を一度に渡さず、毎月10万円ずつ払うようにすれば無駄遣いなどを防げる。自分を受取人にして、介護費用

## 遺言代用信託の主な使い方



名前は似ているが内容は大きく異なる

	遺言代用信託	遺言信託
扱う資産	現預金のみ	資産全般
扱える金額	100万～3000万円	原則制限なし
費用	無料	一連のサービスで約140万円から(資産額などで異なる)
主な利用目的	自分の葬儀代負担、毎月一定額での財産の支払い	契約者の意向に沿った財産の分配

(注)大手信託銀行の場合

## 確実に葬儀代／月定額で支払い

などに使う方法もある。遺言代用信託の利用者は急増しており、2015年度未までの累計受託件数は13万件を超えた。大手信託銀行を中心に12年ごろから商品の拡充が進んだほか、契約者側の費用負担がほとんどないためとみられる。手数料がかからないのは、銀行側が預かったお金の運用益の一部を受け取る仕組みのため。預けたお金は原則として元本が保証される。ただし100万円以上といった、まとまった金額を預ける前提となる。銀行の相続関連商品には「遺言信託」もある。遺言代用信託と名前は似ているが、中身は全く異なる。遺言に関わる一連の手続きを手助けするサービスで、銀行がお金などの資産を預けることが主目的ではない。遺言で契約者の意向を確実に実現するために使われるほか、相続人などの手間を減らせる利点がある。費用は大手信託銀行の場合約140万円からで、遺産額や契約内容で変わる。遺言信託のサービスは大きく3つに分かれる。①遺言の作成や公証役場での手続き支援②遺言書の保管③遺言者が亡くなった後の遺言の執行だ。それぞれの段階で専門家が関与するためトラブルになりづらい。契約をすると、まず遺言書の文面作成などで銀行が

助言する。作った遺言書は銀行が保管し、定期的に作成者の意向や財産の中身、相続人の変更などについて確認。遺言の本身と実体が異なるのを防ぐ。相続時には遺産の調査や相続税の申告作業を支援する。自分が思うように財産を分けるには、生前贈与を活用するのも一案だ。通常は一度に大きな金額を誰かに渡すと贈与税がかかるが、信託商品を使えば節税効果を得られたり、お金の使い道を決めたりしやすい。非課税で贈与「教育資金贈与信託」では1人に対し1500万円までを非課税で贈与できる。贈与したお金は大学の学費や塾の月謝といった「教育費」に使前提だ。信託協会のまとめでは16年3月末までの3年で契約数は16万件を超えた。「結婚・子育て支援信託」も子や孫に対し、住居費や出産・育児費用として1000万円までを非課税で贈与できる。相続で使う信託商品は銀行によって細かなサービスや手数料などが異なる。契約する際にはよく比較し、預ける金額を慎重に見極めたい。いったんお金を預けると簡単に引き出せなかったり、解約時に手数料がかかったりすることがある。生前贈与や遺産の配分では相続人が不公平感を持つこともある。遺産の配分を決める際には、その理由を丁寧に説明することもトラブルを避けるためには欠かせない。(小森谷有生)